

平成 30 年度NHK歳末たすけあい車両配分要領

1. 配分対象

車両を必要としている福祉施設・福祉団体において、下記条件を満たす団体へ配分するものとします。

- ① 法人 1 施設・団体の推薦
- ② 地域福祉活動を行っている施設・団体で、将来の維持経営が確実であること
- ③ 駐車場の確保が確実にできること
- ④ 車両の所有者が個人又は行政でないこと
- ⑤ 車両の使用が介護保険事業に係らないこと
- ⑥ 過去 10 年間で共同募金一般配分の車両整備又は、NHK 歳末たすけあい号を受けた施設・団体は除く

2. 配分類

1 法人 1 施設の申請。限度額 150 万円とする。(助成総額 300 万円を予定)

※申請額は、万円単位での決定とします。限度額を超える場合や限度額内であっても千円以下の端数は自己資金となります。

※標準の付属品（AM/FMラジオ、フロアマット、ナンバーフレーム、サイドバイザー）は、お見積りに含めていただいて構いませんが、オプション（ナビゲーションシステム、冬用スタッドレスタイヤ等）については、自己負担となります。

※車両には、「施設・団体名」「本会ロゴマーク」「NHKロゴマーク」「たすけあい号」の表示シールをお願いしております。申請額に、表示シールの金額（税込 30,000 円）を計上して下さい。配分決定後、業者を斡旋いたします。

3. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、所在地の共同募金委員会を通じて応募すること。

4. 受付期間

平成 31 年 2 月 20 日（水）から平成 31 年 3 月 8 日（金）まで

5. 選考方法

本事業については、多数の申請が予想されます。審査の際は、必要性が高いこと、より緊急であることが重要なポイントとなります。従って、車両の更新等に関する特別な配慮は行いませんのでご了承下さい。また、申請書の記入漏れや必要書類の不備は審査対象から外れますのでご注意下さい。

6. 配分決定及び配分金交付

3月中旬開催予定の本会配分委員会の審査・承認を経て配分決定します。
配分金は、配分金決定通知後、各市町村共同募金委員会を通して交付します。

7. 贈呈式について

納車に合わせて、NHK仙台放送局において贈呈式を行います。配分が決定となった施設・団体の代表者にご出席をいただきますので宜しくお願いします。

8. 配分事業完了報告書の提出

配分金の交付を受けた団体は、事業完了後「完了報告書」に必要事項を記入し、速やかに提出下さい。

9. 配分事業の広報

配分決定を受けた団体は、事業の実施にあたっては、NHK歳末たすけあいの配分金であることを広報誌等で広く周知すること。